

入札契約手続きの見直しの実施方針

平成24年10月、公正取引委員会は、高知県内の入札談合事案に関して事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行うとともに、国土交通省に対し、入札談合関与行為等防止法に基づく改善措置要求を行った。

国土交通省では、当面の再発防止対策を取りまとめ、入札契約手続きに関しては、

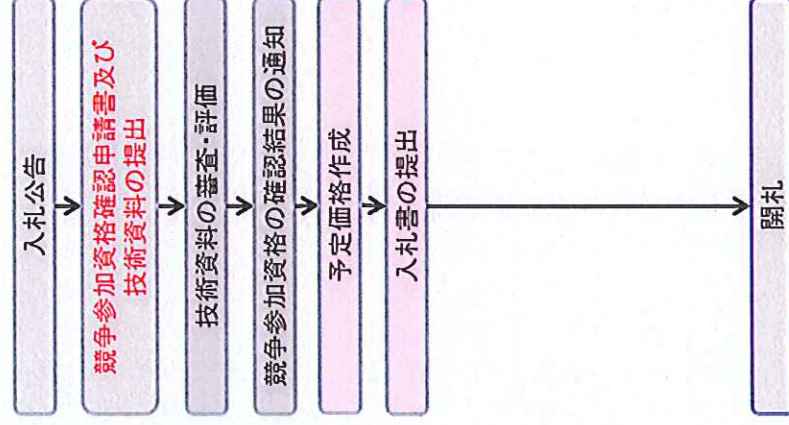
- (1) 技術提案書における業者名のマスキングの徹底
- (2) 予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出、総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保など不正が発生しにくい制度への見直しを検討

【実施方針】

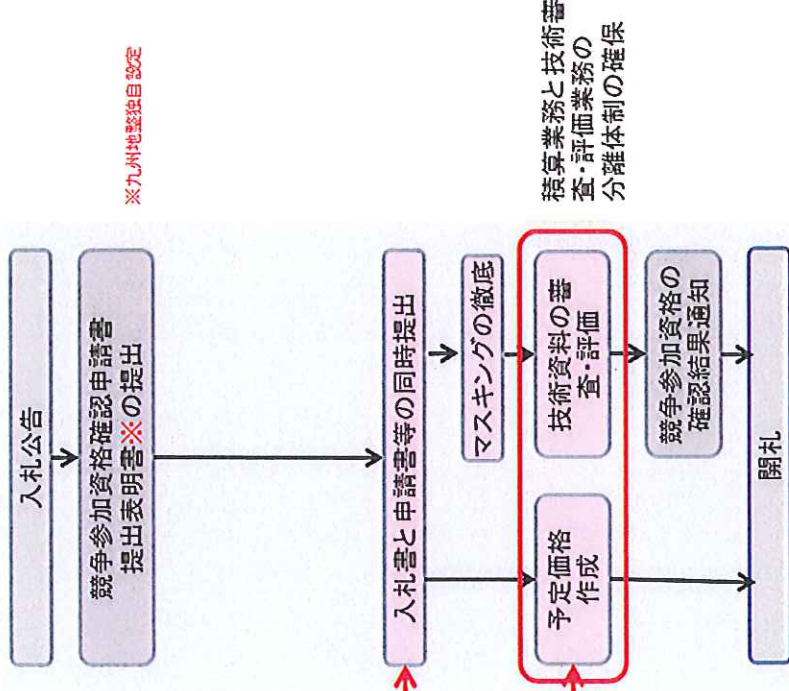
◆分任官発注で施工能力評価型を適用する一般土木工事のうち予定価格が6千万円以上3億円未満の工事において、当面の再発防止対策を踏まえた手続きフローにより実施する。

◆平成26年4月1日以降に入札手続きを開始する工事から適用する。

(現状の手続き)



(当面の対策)



※九州地方整備局設定

積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保